

「情報銀行」認定審査の新型コロナウイルス感染症への対応の延長について

2021年2月4日に 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府の緊急事態宣言発令等による 認定事業者各社の経済活動状況を考慮し、日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会は更新申請の特別措置を公表しておりました。しかし新型コロナウイルス感染症が未だ終息しないため特別措置を延長することといたします。

1. 更新申請の特別措置の対象

- ・ 認定の有効期間の満了日が2025年3月31日までのサービス・事業を対象とする

2. 更新申請の特別措置の内容・条件

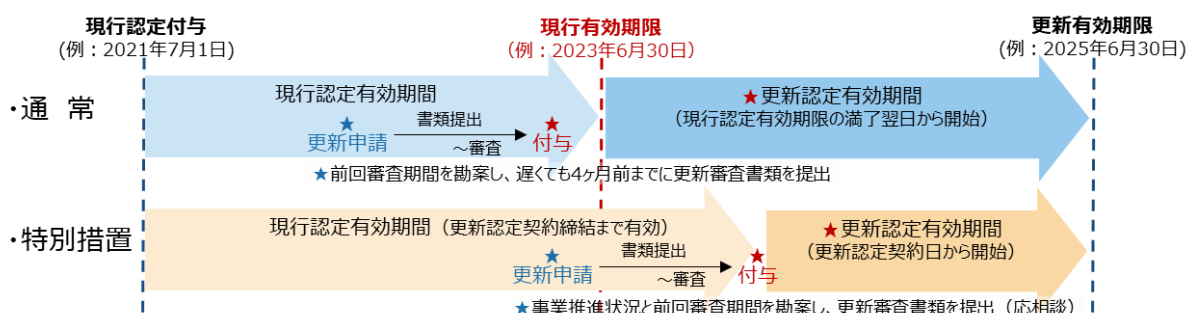
- ・ 通常：認定の有効期間満了日までに、**更新審査を終え 認定付与契約を締結**する。

- ・ 特別措置：認定の有効期間満了日までに、**更新申請手続き***を完了する。

更新申請手続き完了をもって更新審査が開始される。更新審査中に現行の認定の有効期間を超えた場合であっても、現行の認定は有効として取扱う。審査書類の提出は、事業推進状況等を勘案して提出することとし、現行の認定の有効期間を超えてからでも可能である。

但し、有効期間満了後 更新認定契約締結までに経過した期間については、更新後の認定付与契約の有効期間に算入することを原則とする。

※更新申請手続き完了：本申請書の提出後 更新審査料の入金完了をもって、更新申請手続きの完了とする。また、P認定取得事業者の通常認定申請も更新申請手続きと同様とする。



3. 手続き等について

特別措置の適用・延長を希望する認定事業者は、情報銀行推進委員会 認定事務局までメールにてお申し出ください。お申し出により特別措置が適用・延長されます。

(新型コロナウイルス感染症の感染状況により、対象および条件が変更となる場合があります。予めご了承ください)